別表十二（十七）　記載要領

この表は、青色申告書を提出する法人で特定都市鉄道整備促進特別措置法（昭和61年法律第42号）第４条（整備事業計画の継続が困難な場合）に規定する認定事業者（以下この記載要領において「認定事業者」という。）であるものが所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号。以下この記載要領において「平成17年改正法」という。）附則第34条第２項（特定都市鉄道整備準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成17年改正法第５条の規定による改正前の租税特別措置法第56条第３項から第８項まで（特定都市鉄道整備準備金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人で認定事業者であるものが平成17年改正法附則第48条第２項（特定都市鉄道整備準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成17年改正法第５条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の47第３項から第６項まで（特定都市鉄道整備準備金）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十二(四)の表中「圧縮限度額 (⑳又は㉓)×⑩×0.8」を「圧縮限度額 (⑳又は㉓)×⑩×80、70又は75/100」に、「同上のうち買換資産の取得に充てようとする金額」を「特別勘定の金額の計算の基礎となつた買換資産の取得に充てようとする金額 (㉝と㉟のうち少ない金額)÷80、70又は75/100÷⑩」に、「特別勘定の対象となる金額 ㉙ / 繰入限度額 ㉞×⑩×0.8」を「㉘のうち買換資産の取得に充てようとする金額 / 繰入限度額 ㉞×⑩×80、70又は75/100」に改め、同表の記載要領第１号中「租税特別措置法第65条の７から第65条の９まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）」の次に「、所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成27年旧措置法」という。）第65条の７から第65条の９まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）」を、「、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）第５条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成21年旧措置法」という。）第65条の７から第65条の９まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）」を、「租税特別措置法第68条の78から第68条の80まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）」の次に「、平成27年旧措置法第68条の78から第68条の80まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）」を、「、平成21年旧措置法第68条の78から第68条の80まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）」を加え、同号を次のように改める。

２　「圧縮限度額 (⑳又は㉓)×⑩×80、70又は75/100 ㉔」、「特別勘定の金額の計算の基礎となつた買換資産の取得に充てようとする金額 (㉝と㉟のうち少ない金額)÷80、70又は75/100÷⑩ ㉙」及び「繰入限度額 ㉞×⑩×80、70又は75/100 ㉟」の各欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　その適用を受ける法人が譲渡をした租税特別措置法第65条の７第１項の表の第９号の上欄又は同法第68条の78第１項の表の第９号の上欄に掲げる資産が同法第65条の７第14項に規定する集中地域（⑴において「集中地域」という。）以外の地域内にある資産に該当する場合において、その法人が取得をした又は取得をする見込みであるこれらの号の下欄に掲げる資産（これらの号の下欄の車両及び運搬具を除く。⑴において「買換資産」という。）が同項第１号に掲げる地域内にある資産に該当するときは「80、」及び「又は75」を消し、買換資産が集中地域（同号に掲げる地域を除く。）内にある資産に該当するときは「80、70又は」を消し、その他の場合（⑵の場合を除く。）には、「、70又は75」を消すこと。

⑵　震災特例法第19条から第21条までの規定の適用を受ける場合又は震災特例法第27条から第29条までの規定の適用を受ける場合には、「80、70又は75」とあるのは、「100」として記載すること。